

二〇一六年度 福山市政に対する要求書

日本共産党福山市議会議員団

村井	明美
高木	武志
土屋	知紀
河村	晃子

二〇一五年十一月二十七日

福山市長 羽田 皓 様

二〇一六年度福山市の予算編成を市民の命・くらし・福祉最優先に

国に対する要望について

一、第三次安倍政権の下、自民・公明政権は、集団的自衛権発動の閣議決定を強行し、9月19日未明、安保関連一一法案を異常な国会運営で押し通しました。立憲政治を踏みにじる暴挙は、戦後七〇年間継続してきた戦争をしない国の根幹を捻じ曲げようとしています。

また、地方再生の名の下に、自治体を再編成する手法として、財政措置で誘導し、連携中枢都市圏構想で実質的な道州制の突破口を開こうとしています。道州制は、国の仕事を外交・軍事などに限定し、社会保障や教育などを守る国の責任を投げ捨てる国家制度の大改編計画です。市町村は再編され住民からいっそう遠くなり、住民サービスも危うくなるなど地方自治の変質・破壊そのもので、全国町村会や全国町村議会議長会は「断固反対」しています。

また、都市部に公共施設と住民サービスを集約する方向を打ち出しています。

これは、都市部周辺の市町村にある文化施設や図書館、福祉施設などの公共施設や行政サービスの拠点を「集約化」するものです。統廃合した施設は、民間委託などを進めて住民サービスを企業などのもうけの道具にする計画です。周辺地域の切り捨てと住民サービスの後退が進み、地域の疲弊をさらに進めるだけです。

福山市は、日本国憲法と地方自治法を遵守し、非核平和の行政をつらぬき、地方自治を堅持することを強く求めます

二、安倍政権の経済政策の特徴は、金融緩和や財政出動など「3本の矢」で円安を進め、株価を上げれば、企業の利益が増え、回りまわって国民の収入や消費も増えるというものです。円安や株高は進み、大企業を中心に企業の利益は記録的な水準に積み上がっていますが、そのほとんどは内部留保に回って、勤労者の収入や消費は増えていません。大企業がもうけても家計に回らず、肝心の消費が落ち込んでいます。経済の立て直しなど不可能です。行き詰まったアベノミクスをやめさせ、家計と中小企業を応援する経済政策を実現すべきです。

国民生活の基盤となる食糧生産と食の安全に深刻な影響を及ぼし、国民の命を守る健康保険制度や医療制度の改悪につながるTPP参加、二〇一七年四月からの消費税10%への引き上げ、原発再稼働、労働者に限らない長時間労働に追い込むホワイトカラーエグゼンプション、自助自立等々、アベノミクスの掛け声のもとに進められる諸政策は、福山市民を一層の苦しみに追い込みます。

地方自治体を守り発展させる立場で、国に対して意見を上げ、消費税の増税反対を表明し、地方交付税の増額と各種制度の国負担金増額を要望することを求めます。

三、安倍政権の「骨太の方針」は、歳出改革の重点分野として、社会保障、社会資本整備、地方行財政の抑性・削減を打ち出しています。

社会保障の自然増加分については、5000万円にまで抑制し、さらなる社会保障切り捨てを進めようとしています。そのためにマイナンバーをフルに活用し、金融資産等の保有状況を考慮に入れて負担を求める仕組みづくりを検討しています。市民の個人情報保護を徹底し、国の医療・福祉削りを許さず、自治体の本旨である市民の命優先・福祉増進・暮らし向上の市政運営を進めることを強く求めます。

福山市政の民主的転換を

一、地球温暖化が深刻化し、何時、何処で、どのような災害が起こるか分からないといわれる今日、不要不急の大型公共事業は取りやめ、命最優先で急傾斜地対策、公共施設の耐震改修、河川改修や生活道路の改修など、防災減災のまちづくり最優先に切り替えること。

二、中核市の中で上位に属する優位な財政力を持ちながら、長寿祝い金を削る等、福祉削りの一方で、303億7610万円の基金を保有する「ためこみ主義」は改めるべきである。後年度負担となる市債（一般会計・平成26年度末1552億4536万円、特別会計56億7448万円）の高い公債費を続けながら推進している国・県・大企業主導の大型開発投資をとりやめ、中核市の事務権限を使って、47万市民の命を守り、暮らしの向上、福祉拡充、豊かな教育の推進、快適な住環境整備促進に重点をおくこと。

三、不正をただし、清潔・ガラス張りの市政実現へ力を尽くすことが求められる。

福山市の自治体改革推進会議の設置と異常なまでの労使協調路線について、市民オンブズマンが提訴した通称「福山市ヤミ専従裁判」は最高裁判所判決で断罪された。しかし、今日なお、同様の仕組みを持つ市の幹部と市職員労働組合の幹部が協議する「市民サービス向上意見交換会」で、主要な施策を取り決めている。このあり方は、地方自治体の主体性を損なうと同時に、労働組合の団結権や労働権も侵すものである。また、数々の予算執行のあり方に住民監査や住民裁判が起こされるなどに、市民からの行政不信が示されている。市長を先頭に、法令法規を厳守した公正・公平な市政の執行を鋭意進めること。

四、同和行政の法的根拠を失ったにもかかわらず、差別がある限り」と、いまだに部落解放同盟との癒着構造を温存し、「利用」している。部落解放同盟への団体補助金や福山市人権交流センター内に「部落解放同盟福山市協議会」の事務所を無償貸与するなどの特別扱いをキツパリ廃止し、同和行政終結を内外に明確に示すこと。

総務委員会に関わる要望項目について

地域活性化を進め地方自治の拡充を

○ 昨年度から福山市が名乗りを上げた「地方中枢拠点都市」モデル事業は、総務省が打ち出した「新たな広域連携」です。

この「新たな広域連携」は、人口減少・少子高齢社会でも、経済を持続可能なものとし国民が安心して暮らすには、核となる都市やその圏域を戦略的に形成することが必要として、市町村が単独で、あらゆる公共施設等をそろえるといった「フルセットの行政」から脱却し、市町村間や市町村・都道府県間における連携で必要なサービスを確保するものです。

第4次一括法は、指定都市と都道府県の二重行政を解消するための調整会議の設置を法定化しています。調整会議は、競合回避の原則や最小コストの原則という能率性を目的にしています。

これは、「民主的にして能率的な行政の確保」の名のもとに、地方自治体が「住民が主人公」の立場で、福祉の増進を図る観点を欠落させ、住民の暮らしや営業、福祉に密接にかかわる行政事務をリストラしていく道具となりかねません。

この間の一連の権限移譲や「フルセットの行政」からの脱却、新たな広域連携は、地方への財政支出削減、行政サービスの縮小・集約化を図る地方再編、道州制につながるものであり推進しないことを求めます。

○ 10月に市民意識調査をもとに策定した福山市人口ビジョン、福山市総合戦略は、市民希望出生率1.97を達成し、2060年に40万1千人を目指しています。

総合戦略では、これまでの「もの豊かさ」を実現してきた時代からの転換を図り、「心の豊かさ」が実現できる社会を目指すしていますが、「もの豊かさ」が実現できていないわけではありません。

市民意識調査によると、結婚支援のための行政の支援として、最も多いのが就職機会の確保・非正規雇用の解消です。また、理想の子ども数(2人)を持つための条件として回答の高い順から見ると、子どもの保育費用の負担軽減、子どもの教育費の負担軽減、子どもの医療費の助成充実となっています。

福山市の人口ビジョンで理想とする子ども数を持つためには、まず既婚者が58.1%という状況を増やすことが必要です。

そのために、市民が必要と考えているのが、就職機会・非正規雇用の解消であり、経済的問題が、結婚に障害となっていることを示しています。

子どもを2人持ったための条件でも、子育て費用の負担軽減・充実が必要と答えています。市民意識調査の結果を生かす事が必要です。

2017年度からの第5次福山市総合計画策定に向け、基本構想の検討、パブリックコメントの実施などが計画されています。

- 1、総合戦略推進懇話会に市民も参加し、意見が述べられるようにすること。
- 2、第5次総合計画策定に向けたパブリックコメントの実施期間は3カ月にする。
- 3、国に対し次の事を求めること。

① 全国市町村会や全国市町村議会議長など地方から反対の声が強い道州制の導入は行わないこと。

② 地方交付税制度を守り、地方財源を確保する事。政府は、危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていくとしています。しかし、度重なる自然災害や南海トラフ地震などへの防災対策、不況や増税などで立ちいかなくなる事業者や住民のくらしと雇用への支援、学校や道路など老朽化したインフラの整備など地方自治体の役割が十分発揮されるようしっかりと支援すること。

③ 「集約化」による新たな地方切り捨て政治は行わず、自治体の子育て支援、若者の仕事確保と定住促進への財政支援を実施すること。

④ 地方交付税の特例措置の終了にともなう新たな財源措置が14年度から一部実現しましたが、政府の責任で必要な財政需要に即した財源措置を確保すること。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、今年10月から、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしているすべての人へ12桁、法人には13桁の番号が通知され、2016年1月から運用が開始されるものです。

このマイナンバー制度導入の目的は、社会保障費の抑制、削減を効率的に進めるために行うものです。当初考えていた社会保障制度、税制、災害分野に加え、金融、医療機関などの分野にまで拡大をするものです。

年金機構の情報流出問題にみられるように、国の安全措置は不十分と言わなければなりません。

マイナンバーが被害を受ければ、計り知れない情報流出となります。

先進国のなかでもマイナンバーに大量の情報を与えているところはありません。

しかも、アメリカ、韓国ではマイナンバーの流出が相次ぎ、成り済まし詐欺などが横行しています。

マイナンバーは、国民の願いか生まれたものではありません。国民の所得・資産を厳格につかみ徴税・社会保障料徴収の強化など効率よく実施・管理したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい大企業の長年の要求から出発したものです。

来年1月の本格運用に突き進むのではなく、凍結・中止こそ必要です。

○国に対し、凍結・中止を求めること。

国保行政について

○国保の広域化に反対すること。

○高すぎる国保税を引き下げること。

1、国庫負担率を元の四五%に還元するよう政府に求めること。

2、国保会計の黒字や国保基金は、国保税引き下げの財源とし、国保税を少なくとも世帯あたり一万円引き下げること。

3、一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てること。

4、保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。

5、現在の保険税賦課計算では、滞納見込み分をあらかじめ、納付見込み分に上乘せするため、保険税が割高となる仕組みです。滞納分は、納付者の責任ではありません。滞納分は、一般会計からの繰り入れで補てんすること。

6、国に対し、子どもの医療費助成制度などによる福祉波及分の減額措置は行わないよう求めること。

7、多子軽減制度を設けること。

○資格証明書や短期被保険者証は、発行せず保険証を交付すること。

○国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施すること。少なくとも、必要な予算についての試算を行うこと。

○一部負担金を、子ども 就学前）は無料に、現役世代は2割に、高齢者は1割に引き下げること。

1、減免制度は、入院とも生活保護基準の130%までに拡充すること。

2、減免適用は、一時的な所得減少にとどまらず、保護基準以下の低所得者も対象とすること。

○国保税の算定に、18歳未満の子どもは、課税対象にしないこと。少なくとも均等割りの減免を行うこと。

○国保税滞納者への人権を無視した強権的な取り立ては行わないこと。生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務を行うこと。

後期高齢者医療制度について

○後期高齢者医療制度は、直ちに廃止し、老人医療保険制度に戻すよう政府に求めること。

○短期保険証の発行は行わないこと。

○医療費の2割負担、3割負担は取りやめ、全ての高齢者の窓口負担を1割とするよう、国に求めること。

○保険料の滞納分の差し押さえは行わないこと。

公務員給与について

○人事院勧告や県の人事院勧告に基づき給与や一時金について、2年連続して引き上げを勧告しました。しかし、これまで「給与特例法」により、2年間7・8%の賃下げなどが行われ、不十分な措置です。しかも、今後恒久的に公務員の賃金の引き下げとなる「給与制度の総合的なみなおし」を2015年度から3年かけて行う事を要請しています。平均2%の賃金引き下げや地域間格差につながる「地域手当の見直し」、50代後半層では、最大4%もの賃金引き下げを行うものです。これは公務員の生活を厳しくするだけでなく地域経済にも悪影響を与えるものであり、公務員と民間の給与の引き下げ競争にもつながります。民間企業の実質賃金が16カ月も低下し続けているなかで官民格差の解消の下に公務員給与の引き下げを行う事は、景気回復の足かせにもなります。

国に対し、次の事を求めること。

- 1、「給与制度の総合的見直し」撤回を行うこと。
- 2、全体の奉仕者である公務員の意欲低下につながる給与に反映する人事評価制度はおこなわないこと。

公務員雇用問題について

○福山市行政は、2015年3月31日時点で正規職員は4057人ですが、臨時職員1282人、嘱託職員1280人によって支えられています。

- 1、恒常的に必要な職員は、正規職員として採用すること。
- 2、非正規職員であっても、正規職員と同じ労働であれば、同一労働同一賃金とすること。

女性施策について

○各種審議会をはじめ、意志決定機関への女性参加率引上げについて、部会・専門委員など含めて、全庁的な取り組みを行う。当面30%目標の総達成を目指すこと。特に、教育、福祉の分野についてはただちに30%達成をすること。

○ドメスティック・バイオレンスについて

- 1、相談窓口を充実し24時間対応が行えるように相談員を配置すること
- 2、一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへの運営費を助成すること
- 3、被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組むこと
- 4、加害者更生を図るための調査研究と対策強化、学校などでの予防教育を強化すること。
- 5、暴力を許さない社会的合意をつくること。

○男女共同参画社会をすすめるための各種講座を開設し、女性問題を初めとする学習や社会参加の一層の促進に向けた取り組みを図ること。そのための啓発活動を継続的に行えるよう、予算措置を行うこと。

○女性を蔑視し人格を踏みにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動を広げること。

○松永の母子寮を復活すること。

○保育士や学童保育指導員などの非正規雇用の正規化、労働条件を改善し「官製ワーキング・プア」をなくすこと。

○妻など家族従業者の働き分が必要経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を求めること。

○夫婦同姓の強制や女性のみの再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢など遅れた民法制度の改正を行い、差別的規定をなくすよう国に求めること。

斎場並びに墓苑の整備について

○福山市中央斎場の水くみ場を墓地の中に増設し利用者の利便性を図ること。

○不足している、市営墓地の増設を行うこと。

○墓参者の高齢化などもあり、市営墓地に必要なガードパイプの設置など転落防止対策を行うこと。芦田町での市営墓地にガードパイプ設置を行う事。

交通事故対策について

- 通学路の歩道の整備を行うこと。
- 通学路の安全確保のため、道路に凹凸をつけて自動車の速度を落とさせる「ハンプ」の設置や車道幅を狭める「狭さく」など児童が安心して通行できるように道路整備を行うこと。
- 通学路に、必要なガードパイプ、ガードレールなどを設置すること。
- 保護者、地域、学校での意見を聴取し、必要な通学路の安全対策を随時行う事。
- 国道182号線の加茂町百谷の自動車転落箇所について、ガードレール設置だけでなく、急カーブとならないよう道路改修を行うこと。
- 津之郷・長者ヶ原線の防音、排ガスなどの予防のため2号線から山陽本線までの間に防音壁などの設置を行うこと。また、東西の歩行者の横断のため地下道を設置すること。その他住民意見を聴取し安全な道路建設になるよう手立てを尽くすこと。
- 道路の既存ストック維持のため、舗装費の増額や不明瞭な白線は引きなおすこと。

火災による死亡事故を2度と起こさないために

- 介護施設、雑居ビルなどの、特定防火対象物における防火施設整備、安全対策について、漏れがないよう査察・点検を実施し、結果を公表すること。
- 違反を放置することなく、必要な警告、命令等の手続きをおこなない、是正させること。
- 2014年9月、消防力基準について、「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」では、見直しの概要が示されました。東日本震災の教訓を踏まえ、急速な高齢化にともなう救急需要の増大等に対応するための救急体制の確立や予防体制の構築などに基づき見直しを行うものです。検討会の報告書に基づき福山市の必要な体制強化を行うこと。予防要員の増員等を行うこと。
- 資金難の事業者が、違反事項について改善できるよう、無利息の融資制度を独自に創設すること。

人権・同和行政の終結、清潔・公正な市政を

- 同和行政が完了した今日、人権・同和施策は終了すること。
- 福山市人権施策基本方針」は抜本的に見直し、行政主導の「大権・啓発」や「住民学習」を廃止すること。
- 「解同」福山市協への補助金を廃止すること。
- 同和地区実態把握はやめること。
- 同和問題に特化した職員研修は行わないこと。
- 人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、コミュニティセンター、コミュニティ館の行政目的を変更し、児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする事。
- 憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員として市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、「住民奉仕の行政推進をはかること。業績評価」の導入は行わず、自治体職員の創意で意欲が生かされ、誇りと働きがいもてる職場とする事。
- 自治体改革推進会議に代わる市民サービス向上意見交換会と労使共同体制を解消し、行政と労働組合の健全な関係を構築すること。

平和問題について

- 今年、広島・長崎の被爆70周年の年です。福山市が、「非核三原則の完全実施」「核武装の廃絶を全世界に強く訴え、恒久平和を求める」とした宣言のように、唯一の被爆国として、また、日本国憲法9条を持つ国として、反核・平和の取り組みを強めなくてはなりません。
- 平和非核都市宣言の標柱、啓発看板の抜本的増設を行うこと。

- ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め核兵器廃絶を訴え、運動を進めること。
- 平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助をすること。
- 「特定秘密保護法」は、戦争できる国づくりの第一歩です。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法は撤廃以外にありません。福山市としても「特定秘密保護法」撤廃を国に強く求めること。
- 「特定秘密保護法に係る行政業務には一切協力しない事。」
- 「憲法違反の「平和安全保障法案」は、発動させるべきではなく、廃止すべきです。国に対し、憲法順守と法の廃止を求めること。」
- 自衛隊に対する住民基本台帳の閲覧を、プライバシー保護というこれまでの立場を堅持し、行わないこと。

民生福祉委員会に関わる要望項目について

介護保険制度・高齢者施策について

- 医療・介護総合法」による介護保険の大改悪を中止し、必要なサービスが受けられる介護保険制度への見直しを
するよう国に求めること。
- 2015年度より、基本報酬が4.48%引き下がりました。報酬単価の引き下げの中止と、報酬引き上げを国に要
望すること。また、制度改悪による高齢者や事業所への影響調査を市独自で取り組むこと。
- 介護保険の利用料を二割から一割に引き上げる事や、特別養護老人ホームの入所者の重度者限定は撤回、ケアマネ
ジャーのプラン料の有料化は中止するよう国に求めること。
- 介護保険財政の国庫負担をただちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にするよう国に求めること。
- 介護施設における、居住費・食費負担金（ホテルコスト）の改悪を撤回するよう国に要望すると共に、市独自の減
免制度を創設し、在宅でも施設でも減免制度を抜本的に充実させること。
- 2016年度における、65歳以上の介護保険料の引き上げは絶対に行わないこと。
- 2015年度より、要支援認定者は市町村が実施する「新総合事業」を利用しています。住民主体サービス」や
緩和したサービス」は介護の専門家以外の地域のボランティア等による事業となるため、介護の質が担保できませ
ん。「新総合事業」ではなく、現行の介護の専門家による介護を継続し、「安上がり介護」は断固やめること。
- 住民主体サービスはあくまでも、現行の介護給付の補完として位置付けること。
- 介護保険申請時、要介護認定が省略できる「基本チェックリスト」の使用ではなく、介護保険申請の認定結果に基
づき、介護サービス利用ができるようにすること。高齢者の介護保険の申請権・受給権を遵守すること。
- 保険料・利用料を、支払い応力に応じた応能負担とするよう、国に強く要望する事。また、市の減免制度の拡充を
早急に行うこと。
- 介護保険料の減免制度における、「貯蓄合計額」の要件を撤廃して「市長が認める者」とするなど、柔軟に対応を
すること。
- 福祉用具購入費、住宅改修費および、高額介護サービス費を受領委任払い制度に改め、利用者負担金の軽減に努め
ること。
- すべての待機者が解消できるよう、特別養護老人ホームをさらに増設すること。
- 低所得者・高齢者・障害者などが、住み慣れた町で暮らせるよう、国と自治体の責任で住宅整備・家賃補助を実施
する「地域有料賃貸住宅」を拡充すること。
- 保険料・利用料の引き上げに連動することなく、緊急かつ確実に介護労働者の賃金アップを図るため、介護職の処
遇改善交付金の再創設を国に対して要望すること。
- 施設や事業所の職員確保、人員配置に対する本市の公的助成制度をつくり、労働環境の改善を支援すること。
- 介護職員の処遇や研修体制を現場の要望を踏まえて改善し、研修参加への交通費、日当の補助制度を創設すること。
- 要介護認定と利用限度額は廃止し、ヘルパーやケアマネジャーをはじめとした専門家で、必要な介護の提供が出来
る制度改善をするよう、国に強く要望すること。
- 介護保険では「院内介助」は規制されており、そのため実費サービスとなるケースもあります。必要であれば、利
用者の受診時に介護職が医師の指示を一緒に聴くことなどを含め、要介護者の通院介助を保障するよう国に求める
こと。本市独自でも「院内介助」制度を創設すること。
- 本市独自の食費負担軽減制度を復活させ、さらに拡充すること。
- 介護保険外のお泊り支援事業（お泊りデイサービス）に頼らず、公的な宿泊事業を抜本的に拡充すること。
- 認知症の早期発見・診断・初期の相談と家族への支援から、終末期のケア・看取りまで、切り目なく治療と支援を
行う・医療・保健・福祉の連携体制を構築すること
- 安価に利用できるグループホームや介護施設の計画的な増設など、認知症の人が地域で暮らせる基盤の緊急整備を
進め、在宅生活が維持できる体制をつくること。
- 高齢者施設の自動火災報知機などの設置、補助制度を抜本的に拡充するとともに、「大事をおこさない」ために、
夜間の職員の人員配置を増やすことを国に求めること。
- 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮を撤回し、利用者にとって生きる意欲にもつながるヘルパ
ー支援を抜本的に改善すること。

- 自治体の福祉職員を増員させ、地域住民と協力しあい、高齢者を地域で支える安心のネットワークをつくるよう行政が責任をもって行うこと。
- 介護保険に関係する申請書類等にマイナンバーを使用しないこと。
- 介護職員の医療行為は中止させ、医療従事者で行う体制をつくること。
- ゆきすぎた介護保険適正化事業は改め、働きがいのある介護現場となるよう指導方法を再構築すること。また、事務作業の簡素化など現場負担を軽減すること。
- 地域包括支援センターの勤務実態を把握し、必要に応じて人員配置の拡充を行うこと。
- 本市直営の包括支援センターを設置し、本市が主体的に地域包括ケアに努めること。
- 軽費老人ホーム運営費補助の民間改善給与等改善費を復活させること。
- 高齢者施設での感染症予防を徹底すること。
- 高齢者インフルエンザ予防接種料金を、完全無料にすること。
- 家族介護慰労金の支給額を抜本的に引き上げるよう国に対して要望すること。また、市独自で拡充すること。
- バス・タクシーの無料パス券制度をつくること。
- 「お出かけ乗車券」を、65歳以上のすべての高齢者が利用できるよう、制度拡充をすること。また年間利用金額を1万5千円以上とすること。
- 高齢者の「あんま・マッサージ券」の支給年齢を以前の65歳に戻すこと。
- 配食サービスの事業所への単価引き下げは撤回し、事業所運営の保障と、安心安全な配食となるよう努めること。
- 日中独居もしくは高齢者のみ状態である高齢者に対して、実態に応じ配食サービスの対象とすること。
- 療養病床の削減計画をストップさせ、安心して入院治療・療養が出来るよう体制整備を国に強く求めること。
- 高齢者・障害者が低価格で安全に移動できるよう、郊外の巡回型バスや乗り合いタクシー制度の創設と拡充を行うこと。
- 長寿祝い金は以前の77歳・88歳・99歳・100歳以上の節目に支給し、さらに拡充すること。

障害児・者施策について

- 障害者権利条約が批准されたことに伴い、国内の障害関連の法律や、制度を抜本的に改革するよう国に対して要望すること。また、本市でも体制整備を当事者の意見を十分聞きながら行うこと。
- 障害者差別禁止法の施行に基づき、障がい者からの意見を十分聞き取りながら、行政の対応要領を作成すること。
- 障害者総合支援法の「障害」の範囲に難病等も位置付けられました。難病患者も障害福祉サービスの利用ができるよう周知徹底すること。
- 障害福祉サービスの対象は必要とするすべての難病患者がうけられるものにする。また難病の範囲に限らず、確定診断がなくとも、疾患による障害で福祉サービスが必要と医師が診断をした場合は、サービスが受けられるよう国に対して要望すること。
- すべての難病を医療保険制度の対象とし、負担軽減の制度となるよう、国に求めること。
- 配偶者の収入認定はやめ、本人の所得のみの収入認定とし、障害者施策の応益負担を応益負担とするよう国に求めること。
- 2014年4月よりグループホームとケアホームが一元化されましたが、報酬の見直しにより事業所運営の赤字化が進んでいます。基本報酬を大幅に引き上げるよう国に対して要望すること。
- 事業所への報酬の増額を行い、日額払いを月額払いに戻し、正規職員を中心とした職員配置が出来るよう、国に求めること。
- 福祉労働者の賃金を、全額国庫負担により、月4万円の引き上げを行うよう国に求め、市としても賃金補助制度を設けること。
- 「地域生活支援事業」について、利用料を、無料または応益負担による低廉な料金とすること。
- すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決するよう、国に求めること。特定障害給付金を障害基礎年金並に引き上げること。
- 小児慢性特定疾患について、対象となる患者の要件緩和とともに対象疾病を拡大すること。また成人後も、制度を継続すること。

- 特定疾患治療研究事業について対象疾患を増やし、予算を増額するとともに全額公費負担にするよう、国に求めること。
- 障害基礎年金を大幅に引き上げること。また無年金障害者への特別給付制度の周知徹底を行うこと。
- 福山市重症心身障害者福祉年金を復活させること。
- 福山市障害者就労支援事業を継続すること。
- 自立支援医療の応益負担の仕組みを撤廃し、無料の公費負担医療制度とするよう国に求めること。
- 重度心身障害者（児）医療費助成制度を国の制度として創設するよう求めること。
- 単市制度の療養援護事業を復活させること。
- 移動支援事業に対し、利用制限は行わないように努め、移動支援事業、コミュニケーション事業などの利用料を無料化にすること。
- 福祉タクシー助成制度は、タクシー券とガソリン券の選択制にすること。
- 透析患者の通院補助制度は、所得制限を撤廃し拡充すること。
- 精神障害者の運賃割引制度を適用拡大すること。
- 精神障害者の通院治療・生活支援施策・就労の場の確保など、生きがいのもてる施策の抜本的改善をはかること。
- 障害者の法定雇用率の厳守を徹底し、難病・慢性疾患をもつ人など、すべての障害者を施策の対象とし、障害者の働く権利を守ること。
- 交通運賃割引制度を、精神障害者を含むすべての障害者と介護者に利用拡大すること。100キロメートル制限を撤廃し、JRの特急料金も割引の対象とすること。
- 交通や建物のいっそうのバリアフリー化を行うこと。
- 本庁やすこやかセンターの障害者用駐車場に、屋根の設置等を行うこと。
- 子ども発達支援センターの対象者を就学前と限定せず、全年齢を対象とすること。また療育期間3か月という枠組みをなくし、必要に応じて必要な期間療育が出来る体制を整えること。また、診療の待機児童をなくすため、状況に応じて、人員体制を整えること。
- 発達障害の人が増加していますが、発達障害に対する理解や支援体制の整備は不十分です。医療や雇用、教育など支援体制を構築すること。発達障害支援センターを増やし、民間団体やハローワークとも連携できるよう支援体制を拡充すること。
- 知的障害者のガイドヘルパー制度を創設すること。
- 身体障害者手帳を持たない聴力障害者に対して、補聴器購入の補助金制度を創設すること。
- 発達に課題のある子どもたちに十分な療育が保障されるよう、療育施設を抜本的に増やすこと。
- 市のプール施設に家族更衣室を設置すること。
- ヘルプマークを導入し、普及・啓発すること。

生活保護行政について

- 生活保護基準額の改悪・生活保護改悪法は撤回し、必要な人すべてが受けられる生活保護制度にするよう、国に強く要望すること。
- 基準額の見直しは、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護保険の負担減免など、他の制度の基準と連動するため、被保護者への負担とならないよう措置を講じること。
- 2015年7月からの住宅扶助の減額、11月からの冬期加算の減額は中止するよう国に強く要望すること。
- すべての相談窓口において、生活保護の申請相談は、親切・丁寧に、相談者の立場にたった対応を堅持すること。
- 本庁舎や支所の、生活福祉担当課の窓口は、「生活保護申請用紙」を備え付け、いつでもだれでも申請書類を入手できるようにすること。また、窓口は生活保護のしおり」を備え付け、広く制度を周知すること。
- 保護申請から決定までの期間は、二週間以内の原則を厳守すること。
- 生活保護申請の受理は申請書のみで受けつけ、添付書類を条件としないこと。
- 資産調査のための同意書が必要な場合には、提出先を明示し、必要最低限の調査のためにのみ使用すること。
- 生活福祉資金の貸付限度額を引き上げ、だれもが利用しやすい制度に改善すること。また、原資を抜本的に増やすこと。

- 保護要件を満たした場合は、無差別平等原則に基づき無条件でうけつけること。
- 生活困窮者自立支援法により、ただちに就労が困難な生活困窮者に「中間的就労」を促す「就労訓練事業」が導入されました。最低賃金も適用されない事業に「わりあえず就労」させ、保護の打ち切りや「水際作戦」のツールになりかねません。「就労支援」の名の下、要保護者への圧力をかける事のないよう、要保護者によりそった支援を行うこと。
- 1月より本市に設置される「自立支援窓口」は、本市の直接運営を堅持すること。
- ホームレスをうまないための施策を講じること。また、住所の定まらない人や、ホームレスに陥る可能性のある人は、申請者の住所を住宅地として、直ちに生活保護の適用を行うこと。
- 市として、一時宿泊施設等（ウェルター）を設置すること。
- 通院のために必要移送費の支給は、手続きを簡便にすること。
- 移送費や、住宅維持費、就職支度金等、必要な制度の周知徹底を図ること。
- 福祉事務所の定数を定める条例を制定すること。また、ケースワーカーの定数を大幅に増やし、定数は、被保護世帯六十五世帯に一人の割合とするよう、職員配置を増員すること。
- ケースワーカーの研修で、あたたかい支援が行えるよう、ワーカーの専門性を高めること。
- 最低生活保護基準を引き上げ、高齢加算の復活、リバースモーゲージの中止など国に求めること。
- パーソナルサポートサービスを導入し、被保護者の支援体制を強化すること。
- 就学年齢のこどもがいる、生活保護世帯への学習支援を、市内全域で実施できるよう拡充すること。

保育行政について

- すべての子どもが安心・安全に成長・発達する権利が保障されるよう、国と自治体の責任で保育・子育て支援の制度を改善・拡充するために関連予算を増額するよう国に要望すること。
- 新制度の財源は消費税であり、子育て世代の暮らしを直撃し、子どもの貧困をいっそう深刻化させます。消費税増税ではなく、国の予算の一部組み換えにより、公的保育を拡充するよう国に求めること。
- 児童福祉法24条第一項に基づく、市町村の保育の実施責任を堅持し、現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 公私問わず、保育所を幼保連携型認定子ども園へ移行させないこと。
- 地方版子ども・子育て会議だけでなく、市民や関係者から十分に意見が聴取できる機会をつくり、市民の声が反映された保育制度を構築すること。
- 保育設備や保育環境は現行の水準を堅持すること。
- 幼稚園・保育所を統廃合する（仮称）福山市立大学付属こども園の設置はとりやめること。
- 父母の意向を無視した強引な公立幼稚園・保育所の統廃合、民間移管、認定こども園への移行はやめ、父母の要求を最優先にすること。
- 公立・私立保育所および幼稚園の園舎の耐震化を急ぐこと。特に、耐震診断を早急に行い、市民に公表すること。また再整備計画とは別枠で、保育所・幼稚園園舎の耐震化計画を策定すること。
- 地域型保育事業（小規模保育や家庭的訪問事業など）の従事資格は保育士が行うよう、本市の基準を見直すこと。
- 保育入所と、保育料における直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
- 市として、保育所、幼稚園、学童保育、子育て施策関連予算を大幅に増額すること。
- 公立保育所人件費の一般財源化を撤回し、特定財源とするよう、政府に強く働きかけること。
- 公立保育所の建設費、改修費への国庫補助の復活、自治体の公立保育所新設、建て替え、改築耐震化を支援するよう国に求めること。
- 保育所運営費を堅持するよう国に求めること。
- 市民の要望に応え、保育料の引き下げを行うこと。
- 産休明け保育、ゼロ歳児保育、障がい児保育を引き続き前進させること。
- 保育士ひとりの受け持ち人数は、ゼロ歳児二人、一歳児三人、二歳児五人、四・五歳児十五人に改善すること。当面、市としての改善をはかり、保育士を増員すること。「おおむね」対応は改め、乳幼児の人数が現行の保育士配置基準を超えた場合、ただちに加配すること。正規職員の保育士を抜本的に増員すること。
- 保育所の三歳以上、五歳児の脱脂粉乳給食（スキムミルク）を取りやめ、牛乳にすること。また米飯を含む完全給食

- と、地産地消をさらにすすめること。
- 私立保育所への調理員は一保育所二名以上とし、その他に事務職員も配置すること。
- 障害児のための保育士加配を改善すること。国、県にも障害児保育への拡充をもとめること。
- 認定から外れた障害児、症状未固定で認定されない障害児、多動、発達に気になる子など手立ての必要な、課題のある乳幼児に対しても、医師や保険師の所見に基づいて保育士加配を行うこと。
- 臨時職員にも、公立なみに期末手当が支給できるよう予算措置をすること。
- 保育所への125%の子どもの入所は、保育所の新設・増設で対応し、100%基準とすること。
- 過疎地域の子どもの保育を保障するため公立保育所を存続させること。国に対して国庫補助を元に戻し、必要な財源措置を行うよう求めること。
- アレルギー等の除去食が必要な園児に対し、適切な指導、給食での対応が出来るよう、一所にひとりの栄養士の配置と、給食調理員の定数基準を見直し、改善を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講ずること。
- 遺伝子組み替え食品や、原材料が疑わしい食品を給食に使用しないこと。
- 学校給食と、保育所給食の食材の放射能測定を行うこと。
- 保育士不足を解消するために、福山市に「保育所人材バンク」の設置を行うこと。
- 保育士の非正規化を改め、正規保育士を抜本的に増やすこと。
- 保育士の過重労働を軽減し改善につとめること。
- 出産・子育てなどで退職した保育士が復帰し働き続けやすいように、研修制度の充実、復職のための情報提供を強化すること。また、育児休暇制度など使いやすいう代替職員配置を積極的にすすめること。
- 私立幼稚園の保育料減免制度である就園奨励費の支給対象の拡充、私立幼稚園への助成金を国に求めること。

子育て支援策について

- 子どもの医療費助成制度は、就学前の子どもは無料とするよう国に要望すること。
- 市の乳幼児医療費助成制度を拡充し、子どもが中学校を卒業するまで、完全無料とすること。とりわけ、小学校卒業までの医療費は、早急に入通院とも無料とすること。
- 子どものアレルギー対策を充実させること。
- 母子、父子家庭への施策を改善すること。
 - ・父子家庭への医療費助成制度について、「所得制限」の引き下げを行い、対象を広げること
 - ・一人親家庭の保育料・医療費は無料にすること。
- 福山市遺児年金制度を復活させること。
- 母子健康診断を、全乳幼児が100%受診できるようにすること。
- 子育て応援センターで行われている休日保育について、実施箇所数を市内全域に拡充すること。
- 子どもの看護休暇」は、学校行事への参加などにも使える「家族休暇」制度に拡充し、労働者一人10日に増やすことを国に求めること。
- 妊娠・出産・育児休暇を取得できる職場環境を整えること。
- 虐待を受けた子どもへの専門的なケア、親にたいする経済的、心理・医療的・福祉的な支援を強めるため、各機関との連携を強めること。
- 児童手当は、子育て支援の重要な柱として拡充をはかり、18歳まで支給期間の延長を国に求めること。
- 母子生活支援施設「松永寮」の廃止を撤回し、養育に困難を抱える家庭への支援策を拡充すること。

医療・衛生行政について

- 「医療保険制度改革法」において、入院給食費の引き上げ・初診時選定療養費の改悪・患者申出療養制度導入などが実施されます。患者への医療費負担軽減、公的医療保険制度を覆すものであり、制度導入を撤回するよう国に要望すること。
- 「地域医療構想」では、各都道府県が新たな病床再編計画をつくり、従わない病院にはペナルティを科して、増床中止や病床削減を指示できるようになります。現在でも入院ベッドの空き待ちの状況もあり、必要な医療が提供で

きるよう病床削減を行わないよう、国や県に要望すること。

○医師不足解消のため、抜本的な医師増員や医師養成への国の支援を強めるよう求めること。

○医学部定員をただちに1.5倍化し、医師の奨学金制度・教育・研修内容の充実をはかるよう国に求め、市としても創設をすること。

○看護職の抜本的増員・労働条件の改善と地域医療の支援、退職した看護師の再就労支援など行うよう、国に要請をし、市としても努力をすること。

○看護学校の補助金を増額し、看護師養成に力を注ぐこと。また、福山市として看護師養成校を実現すること。

○医療法の改悪を撤廃し、異常に高い日本の薬価と医療機器にメスを入れ、特に高齢者医療の負担増はやめるよう国に強く働きかけること。

○入院給食は治療の一環として、無料とするよう政府に強く働きかけること。

○県の老人医療費助成制度廃止を撤回し、元に戻すよう要請をすること。

○当面、市として食費負担の助成制度を創設し、入院給食にかかる負担軽減をすること。

○日本国民の死因の第一位である、がんの予防治療に力を入れ、がん患者に対して、所得や地域に関わらず高度な治療・検査が受けられる体制をつくるよう国に求め、市としても体制をつくること。また、70歳以上の高齢者ががん検診の一部負担金は撤回すること。

○病気の予防・早期発見という主旨にたち、特定健診を市として充実させると共に、国に対しては健診でのペナルティを課す手法をとりやめるよう求めること。

○療養病床削減を中止し、必要なベッドを守るよう国に求めること。

○自殺を防ぐためにも、NPOなど各種団体や、組織などと連携し、自殺の未然防止、問題の改善と解決にむけてつとめること。また、自殺を防ぐうえでも、安定した職の確保や、社会保障が充実した国づくりをするよう政府に求めること。

○不妊治療の公費助成の対象年齢や助成回数を制限しないよう国に要望すること。また助成額の増額、所得制限の緩和、治療への保険適用を拡大するよう国に要望すること。

○市内の看護師のお礼奉公の実態を各連携機関と連携をして調査すること。

《動物愛護について》

○ペットの殺処分ゼロを目指し、真の動物愛護行政を進めること。

○熊本市など、先進自治体に学び、ペットの殺処分無しを名実ともに実現するよう、力を尽くすこと。

○動物愛護センターの職員を抜本的に増員し、保護した動物の治療、しつけ、訓練等を行える体制とすること。

○市として積極的に、愛護団体やNPO、地域の住民の協力を得られる仕組みをつくり、譲渡促進をするよう、さらに努めること。

○犬や猫の不妊手術への助成制度を創設すること。

○地域ねこ活動を促進すること。

《市民病院》

○福山市市民病院の地方公営企業法の全部適用は撤回すること。

○不足している医師の確保を早急に実現すること。特に産科医、小児科医、がん科医、脳神経科医等、医師の多忙化を解消するため、あらゆる手立てを尽くすこと。また、福山市の医師奨学金制度を創設すること。

○医師や看護師などスタッフの勤務実態を把握し、医療現場の労働環境を改善すること。また、勤務実態把握をするためタイムカードを導入すること。

○市民病院に、小児科医を増員出来るよう、引き続き、力を尽くすこと。

○市民病院に小児救急センターを開設すること。

○市民病院に歯科を開設し、障害児・者や寝たきり老人の歯科診療の開設を図ること。また今後一層の需要が高まってくる寝たきり老人や障害児・者の訪問歯科診療の開設をすること。

○アトピー性皮膚炎やアレルギー疾患の相談窓口を開設し、治療・研究体制を確立すること。

- 待ち時間を解消するため、引き続きあらゆる手立てを尽くすこと。
- 障害児・者のリハビリテーションを実施すること。
- 病院給食の民間委託を撤回し、安全な食材を使用して、適時・適温給食へ一層の改善を行うこと。
- 駐車場の有料化は撤回すること。
- 福山市民病院付属神辺診療所の役割を高め、地域医療サービスを向上させること。
- 田原・山野・広瀬への出張診療は継続し、へき地医療を守ること。
- 非紹介患者加算初診料の導入は、市民が医療にかかる権利を阻害することが懸念されるため、撤回すること。
- 院内介助の体制をつくり、障害者や高齢者が安心して受診が出来るようにすること。

文教経済委員会に関わる要望項目について

教育行政について

ぞの子もわかる、豊かな教育を》

- 日本国憲法と子どもの権利条約を生かし、行き過ぎた競争と管理による教育のゆがみを正すよう、政府に求めること。
- 福山市子どもの権利条例を制定し、子どもの権利条約が生かされる教育行政とすること
- 市として、どの子もわかる、行き届いた教育を実現するために、35人学級を早期に実現すること。
- 過度な競争を進める原因となっている、全国学力テストの実施はやめ、学力テスト体制から脱退すること。
- 広島県が行う「基礎・基本」定着状況調査を中止すること。
- 学力テストの各学校による結果の公表を取りやめるよう、指導すること。
- チャレンジウィーク福山」は、希望者のみの限定すること。
- 小・中学生に「毅然とした態度」として、管理・統制を強める教育行政の「ゼロ・トレランス」方式を撤回すること。
- 中学生を安易に逮捕させる事態をおこさないよう、教職員・保護者・地域で、生徒を守り育てるよう、あらゆる手立てを講ずること。
- 子どもの「管理」「排除」を進める、生徒指導規程は撤回し、父母・生徒・教員3者が納得できる「学校のルール」とすること。
- 東村、山野、広瀬、服部、内浦、内海の6小学校、山野、広瀬、内海の3中学校の統廃合を進める、福山市学校規模・学校配置の適正化計画」を撤回すること。
- 走島幼稚園・小学校・中学校の廃校処分を撤回すること。

《はじめのない学校と社会をつくるために》

- 子どもの命が最優先の原則を確立すること……学校のどんな都合より子どもの命が優先されることを明確にすること。少しでも「はじめ」の可能性があれば教職員、保護者ぐるみで対応するなど確かな対応を確立すること。
- 子どもたちに対等な人間関係を築く力を育てること……「はじめ」の解決には、子どもたちにトラブルを乗り越え、対等な人間関係を築く力を育てることが不可欠です。そうした力量の形成を学校教育の柱に位置づけること。
- 「いじめ」を解決する体制を強めること……教職員の「多忙化」解消、保健室の先生の複数配置、カウンセラーの増員をすすめるとともに、児童相談所の拡充など、極めて深刻な「いじめ」への体制を整備すること。
- 「いじめ」の深刻化の背景にある問題の解決をはかること……「はじめ」の深刻化の背景には、子どもたちのストレスの強まりがあります。過度の競争教育は、子どもたちに大きなストレスをあたえています。さらに、社会全体に弱肉強食の風潮、立場の弱い人々を攻撃する風潮などがつくられていることも、「はじめ」の深刻化の重大な背景になっています。これらの問題を一つひとつ解決する努力をはかること。
- 競争教育を一掃すること……子どもたちをテストにおいたで、競争によって序列化をはかる過度な競争教育こそ、教育を荒廃させている最大の元凶です。競争教育を一掃し、すべての子どもに物事が分かるまで教え、

助け合いながら学ぶことを通じて、深く考える力をつけられる教育とすること。主権者としての人格の完成を教育の根本目標として、しっかりと示すこと。

●全国学力テストの中止を……全国学力テストや達成度テストの結果の数値目標化、それらを推進するためのP D C Aサイクルは、教育行政には馴染みません。全国学力テストを中止するとともに、数値管理体制から脱却すること。

●高校・大学の入試制度を見直すこと……高校入試の存在や1点差で、決まる大学入試など世界に例がない競争的制度の見直しを、政府に要請すること。

●教育への政治支配をやめさせること……侵略戦争を肯定する教科書は、引き続き、導入しないこと。

●民主的な学校運営、住民参加の学校づくりを……教育委員会を公選にし、住民の声に耳を傾け、透明性の高い組織に改革すること。学校は子ども・保護者・教職員の三者で教育を創意工夫してすすめるようにし、学校への住民参加を大切にすること。

《福山市いじめ問題調査委員会条例について》

一. 重大事態の事実関係の調査結果は、原則として被害者やその保護者に適時・適切に情報提供することを明確にすること。

二. 重大事態が発生した際、学校、教育委員会の調査で、全貌が明らかにならない場合についても、同委員会へ調査を諮問するなど、開催の判断は、柔軟な対応を行う事。

三. 同委員会に、通報、相談、勧告、調停の機能と権限を持たせること。また、「いじめ」に関する重大な通報や相談を、保護者や子どもなど、教育委員会以外から受けた場合についても、第三者機関として当事者間の関係を調整する等、問題解決を図る機能を持たせること。

四. 委員会の委員の選定は、専門的な知識及びび経験をもつ第三者の参加を図るとともに、公平性・中立性が確保されることを重視すること。

五. 行政部局に第三者的機関を置くこと。

教職員の多忙化解消・健康管理について》

- 教職員の長時間勤務を解消するために、あらゆる手立てをつくすこと。また、授業時間数の縮減、研修や報告文書を精選するだけでなく、書類作成作業は、各校の教職員に一任すること。
- 労働安全衛生体制を充実すること。
- 教職員の未充足を解消するため、正規教職員を増員すること。また、35人学級を全学年で実施すること。
- 教育への管理、統制を強めている、学校評価自己評価、外部評価、教職員の自己評価を廃止すること。
- 教職員の成績主義賃金体系を撤廃すること。

特別支援教育・障害児教育について》

- 特別支援学校は、小規模分散の地域密着型をめざし拡充するよう、国・県に働きかけること。
- 一人ひとりの発達課題に応じた授業が展開できるよう、特別支援学級の教職員・介助員の配置基準を改正し、体制を強化すること。
- 市立中高一貫校に、特別支援学級を創設し、障害児の高校進学を保障すること。
- 福山市立特別支援学校を早急に、設立すること。
- 発達課題に対応できる、正規の教職員を市費で、抜本的に増員すること。

教育条件の改善について》

- 極めて深刻に遅れている校舎耐震化を、早急に進めること。そのため、「福山市耐震化計画」を早急に見直し、校舎耐震工事を前倒して実施すること。
- クーラーなど、空調設備を早急に全校に設置すること。
- 全校のトイレの洋式化を早急に完了させること。
- 学校図書館を充実させ、子どもたちの読書力を強める指導の体制を強化すること…学校図書蔵書数を計画的に増やすこと。専任の司書教諭を配置すること。
- 養護教諭の全校複数配置をめざし、配置基準の大幅改善を国・県に要求すること。当面、児童・生徒五百人以上の学級に早急に配置すること。
- スクールカウンセラーを全校に配置すること。

《学校給食について》

- 全中学校で、自校直営方式による完全給食を早急に実施すること。
- 栄養士の全校配置を図ること。特に県費栄養職員は、ただちに現場配置をすること。

《子どもの貧困対策》

- 就学援助制度の対象を、少なくとも生活保護基準の1.5倍となるように引き上げること。
- 支給額も実態にみあって引き上げ、利用しやすい制度とすること。
- 就学援助制度を、周知徹底すること。

《子どもと地域、放課後の居場所づくりについて》

《放課後児童クラブの充実について》

- ① 41人以上の大規模のクラブは早急に分離・増設すること。
- ② 専任管理指導員を配置すること。
- ③ 利用料を同一世帯2人目から無料にし、減免制度を拡充すること。
- ④ 希望する場合、四年生以上の児童も入会できるようにすること。
- ⑤ クラブの規模は、40人の適正規模を順守すること。
- ⑥ クラブ専用のトイレを設置すること。
- ⑦ 指導員は、常勤体制とし、正規指導員3人の体制とすること。
- ⑧ 指導員が長く働き続けられる条件として、保育士の給与水準と同等とすること。
- ⑨ 放課後児童クラブの事業の継続性を確保するため、企業参入は認めず、公設・公営を堅持すること。
- ⑩ 児童一人あたりのクラブの面積を1.98㎡とすること。
- ⑪ 放課後児童クラブの対象年齢を早急に6年生までに引き上げること。

《通学路の安全対策について》

- 総点検した通学路の危険箇所について、全ての安全対策を早急に完了させること。とりわけ、信号機の設置や、交通安全施設等の整備は、早急に完了させること。
- すべての子どもに、地域で安全に、楽しく、豊かな遊びと学びを保障するために、各学区に計画的に児童館を設置すること。
- 子ども科学館や博物館を設置すること。

《憲法の平和・人権・民主の原理にそった教育について》

- 入学式・卒業式などでの「甲の丸」「君が代」の強制をやめること。
- 小、中、高校での「甲の丸」常時掲揚は取り止めること。
- 道徳教育の押し付けなどをやめること。

幼稚園教育について》

- 公立幼稚園の統廃合計画は中止すること。
- 就園奨励費を抜本的に拡充すること。
- 全ての幼稚園舎の耐震診断を早急に行い、耐震化を進めること
- 幼稚園保育料を引き下げること。

公民館等の機能向上等について》

- ① 公民館・ふれあいプラザ・コミュニティセンターの統廃合をすすめる 公共施設統廃合計画」は撤回すること。
- ② 老朽化した公民館の改修、建て替えの計画は、引き続き、積極的に進めること。
- ③ 公民館に対し、押し付けの地域人権学習は行わず、生涯学習の拠点となるよう支援すること。

文化・スポーツの振興について》

- 少年が自主的に運営できる青少年施設を作ること。ライブ、フリーマーケットなどの青少年の活動できる空間を保証すること。
- 野球ができるスポーツ広場を増設すること。
- スケボー公園を競馬場跡地広場など、身近な地域に設置すること。
- 市民がモータースポーツに触れ合うことができる 仮）モータースポーツ公園の設置を検討すること。

文化遺産の保護・活用について》

- 市内全域の埋蔵文化財の調査、保存を進めること。
- 福山駅前は、福山城遺構や海に開けたまちの歴史的経緯を大切にし、高層ビルの建築を規制するなど、景観を守ること。
- 無形文化財や伝統的な風土芸能など技芸継承事業を拡充し、保存団体などへの助成を強めること。
- 鞆町の重伝建指定を早急に完了すること。
- 鞆町医王寺周辺の遊歩道を整備し、観光資源として活用すること。
- 鞆町における、土砂災害等危険個所について、自然災害につよい町づくりを進めること

建設水道委員会に関わる要望項目について

まちづくり

○まちづくりは、住民主人公を貫くこと。

- 1、国・県が誘導する大型道路建設や大規模開発優先政策を改め、地域開発、道路、港湾整備計画なども、財界のシンクタンクや民間コンサルタントに安易に頼るあり方をあらため、計画の段階から住民参加を保障すること。
- 2、再開発・都市基盤整備は、大手デベロッパー主導は取りやめ、計画の段階から公開と市民参加を重視し、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つまちづくりを進めること。

駅前周辺整備と伏見町再開発

- 1、伏見町再開発は、抜本的な見直しを行うこと。大規模開発型を改め、個人の住宅再建支援や低層、低容積再開発で、地権者の個別の権利を守ること。
- 2、お城の景観を最大限生かし、駅裏と一体感のある整備を行うこと。
- 3、今後予定している、福山駅北口整備は、市民の意見や歴史・文化財の専門家の意見を十分に組みつき、貴重な歴史遺産である福山城や石垣を生かした必要最小限の整備とすること。

鞆のまちづくり

- 1、自然景観・歴史的景観を守る（仮称）鞆の浦景観保存条例」を早急に定めること。
- 2、防災を理由に、大型防潮堤設置などの新たな大型公共事業の持ち込みは止めること。構想・計画の段階から、住民参加を保障し、押し付けの防災対策は行なわないこと。
- 3、港埋立て裁判について、県と共に、控訴を撤回すること。
- 4、伝統的建造物群の指定申請をいそぐこと。今後、範囲を拡大し、歴史的景観を十分に生かしたまちづくりを進めること。
- 5、歴史的建造物については、大改築もできるような補助額を大幅にふやし、保存実績が上がるよう改善すること。
- 6、湾内への生ごみ投棄を止めさせ、ヘドロを浚渫し、清浄な水質を保つこと。
- 7、公共下水道の布設を急ぐとともに、個人浄化槽の設置補助を含め、鞆町の地理的条件に即した下水処理整備を急ぐこと。
- 8、空き地、空き家の買い上げなどで車の離合地をふやし、時間差信号を設置するなど、通行の利便性を高めること。
- 9、道路の狭い地域でも迅速な消火活動が行えるよう、小型消防車やバイク消防車を増やし、住民やボランティア参加の消火活動を強化すること。
- 10、住民、市民とともに空き家活用の知恵を出し合い、必要な助成制度を創設すること。
- 11、イコモスが、世界遺産的価値を認めている「鞆の浦」全体を保存できるよう、世界的知見も寄せ集め、景観保全をおこなうこと。

神辺のまちづくり

- 1、住民不在の都市再生政策を抜本的に見直し、住民参加と住民意志の尊重を徹底すること。
- 2、地権者の6割を超える根強い反対があり、事業推進に反対の審議会委員が過半数を占めた川南区画整理事業は白紙撤回し、必要な道路は用地買収方式で行うこと。
- 3、地区計画区域の道路建設は用地買収方式で行うこと。

4、農業が続けられるよう、農地の減税を行うこと。

○安心安全のまちづくりをすすめる計画。

- 1、水路・ため池転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を抜本的に強化すること。特に周辺部の対策予算を増やすこと。
- 2、高齢化社会が進行する中、市街化調整区域や農道の危険箇所を把握し、転落防止柵を設置するなど、安全対策をきめ細かに行うこと。
- 3、雨水保留池の確保を計りながら、深側溝の解消を行うこと。
- 4、防犯灯を大幅に増やすために、設置費補助制度をつくること。市の直接設置を行うこと。
- 5、狭い歩道の拡幅、段差の解消を図り、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させること。
- 6、浜町二丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「容引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺住民の生活環境を壊している。これらへの対策強化を関係機関と連携して、引き続き強めること。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置すること。

《公共事業》

- ① 高速度道路など新規建設を抑制し、防災・老朽化に備えた維持・更新事業を優先すること。
 - 1、建設さき「ありき」の道路設計画を根本から見直し、新規建設を抑制すること。
 - 2、既存公共施設の老朽化実態把握、修繕・更新費用の試算、長寿命化計画を急いで策定し、老朽化対策を優先して実施すること。

② 大型開発事業より雇用に役立つ小規模事業、住民生活密着・地域循環型へ切り替え、住民の命と暮らしを守り、中小業者への仕事発注で、地域経済再生に役立つ公共事業をすすめること。

③ いのち・安全を守るための身近な防災・減災対策事業を優先すること。

- 1、防災・減災対策は、生活道路、上下水道、学校など、より住民に密着した事業を優先すること。
- 2、河川・海岸堤防など耐震化・老朽化対策を優先してすすめること。

④ 中小業者への公共事業発注を抜本的に拡充し、中小企業の保護・育成を図ること。

- 1、国に対し、公契約条約の制定を求め、市として中小企業振興条例の拡充と公契約条例を制定すること。
- 2、福山市の工事請負契約の厳格な実施、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）についても指導、監督をおこない、下請が不当な扱いをうけないようにすること。
 - 3、下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務、下請け代金減額の禁止、返品禁止、買い叩きの禁止、購入強制の禁止、報復措置の禁止、割引困難な手形の交付の禁止など「下請け二法」にもとづく、下請け保護の強化を行うこと。
- 4、福山市が、中小零細企業の営業と地元経済を維持・繁荣させるため、公共事業に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保を図ること。

5、2013年4月から引き上げられた技能労働者の待遇改善と下請け業者の社会保険加入について、確実に実行されるよう、発注者として、直接把握すること。

⑤ 入札制度の改善

- 1、談合をなくし、公正、明朗な入札、契約制度実現に、鋭意努力すること。
- 2、電算業務委託は随意契約から、一般競争入札へ転換すること。
- 3、暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さないこと。
- 4、公共事業は、市内発注を基本とし、大規模な事業については、できうる限り分割発注をし、市内業者に仕

事を回すこと。

- 5、この間、エフピコ・リムの改修に係る高額の随意契約が行われた。その他、公共事業130万円、物品購入80万円以上の随意契約が多岐にわたっている。この内容の精査を行い、安易な随意契約は厳に戒めること。
また、再委託、再々委託を解消し、市の直接発注に改めること。
- 6、「社入札」とならないよう広く周知し、競争性・透明性を確保すること。
- 7、事業者規模による年間発注限度額を定め、広く中小業者に仕事が行き渡るようにすること。
- 8、「総合評価方式」は恣意的な発注が起らないよう、公正な評価方法とし、評価方式と評価点を公表する
こと。

交通問題

これまで住民の足となってきた鉄道・バスなどの路線廃止が相次ぎ、地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等、「移動制約者」が増大している。

交通・移動の権利は、日本国憲法が保障した居住・移転の自由（第22条）、生存権（第25条）、幸福追求権（第13条）など関連する人権を集合した新しい人権である。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通・移動の権利を保障し行使することが欠かせない。

国に対し、地域公共交通への財源補助をさらに強めることを求め、福山市も交通・移動の権利を保障する格段の努力を行うこと。

福山市の、公共交通機関の拡充を図り、過疎地域、交通弱者の交通手段を抜本的に強化すること。

- 1、自動車が使えない高齢者などの生活を支えるため、支所や市役所、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバス・タクシーの運行を始め、地域住民とも共同して、多様な交通手段を確保すること。
- 2、地域循環バス・マワローズの路線をふやすこと。

道路問題

1、環境破壊、地域破壊が起こる福山道路、福山西環状線など自動車専用道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回すること。住民合意が得られていないにも関わらず、町内会を窓口とした強引な事業推進は行わないこと。

- 2、福山西環状線の関連道路である山手・赤坂線の建設は止め、御幸松永線の退避地や離合地の拡幅を行うこと。
- 3、瀬戸町地頭分溝遺跡の保存、出土品の保存展示を行うこと。
- 4、津之郷スマートインターチェンジの建設に、福山西環状線連絡道や、山手赤坂線の建設を絡めて、大型道路建設の突破口とするあり方は、取りやめること。
- 5、渋滞解消のため既存道路の拡幅、右左折路線・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめること。
- 6、生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐこと。
- 7、街路樹の移設も含め、自転車走行路線の拡幅・安全を確保すること。
- 8、歩道の総点検を行い、車椅子やシニアカーが安全に通行できるよう、歩道の改修を行うこと。

住宅問題

「良質な居住環境の住まいを確保し、安心して住み続けたい」…これは、多く人々の共通の願いである。そしてこの願いは、個人の努力まかせではなく、権利として保障することが国際的な流れとなっている。

我が国の住宅政策は、公的住宅供給と持ち家支援策である公庫住宅供給という2本柱で進められてきた。

その中でも明確に持ち家支援策が優先的に行われ、住宅供給をもっぱら民間市場に任せ、公的支援を縮小していく施策が一貫しておこなわれてきた。

このような流れを受けて、2006年6月に「住生活基本法」が07年に「住宅セーフティネット法」が制定され、低額所得者、被災者、高齢者など住宅の確保に特に配慮を要する者の「居住の安定の確保」を謳った

ものの、「居住の権利」は明記されず、結果として公的保障を限られた貧困層に絞り込む内容となった。

この住宅政策を転換し、国民の居住の権利を明確にし、その保障を基本とするよう「住生活基本法」（住宅基本法）の抜本的改正を国に強く求めること。

- 1、住宅手当緊急特別支援事業」の利用要件と手続きの緩和、手当支給期間の延長、さらに失業してはいないが、収入が低いなどのため、劣悪な居住環境におかれているものに対しても支給するなどの改善を図るよう国に求めること。
- 2、雇用促進住宅の全廃方針を撤回し、居住権を保障するよう国に求めること。一方的な住宅廃止や入居者退去の強行をやめさせ、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として、雇用促進住宅の新たな活用をすすめさせること。
- 3、公営住宅は、法制度の改悪で、ごく限られた低所得者しか入居できないため、住民の共同活動も困難を抱えている。入居基準収入分位の抜本的引き上げを行い、中堅層や若い子育て世代も入居できるようにすること。
- 4、公営住宅の新規建設をすすめるとともに、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど多様な供給方式の活用で公営住宅を大幅に増やすこと。
- 5、公営住宅に単身者用、障害者・高齢者向けを増やすこと。
- 6、市内中心部に、若者向け低家賃住宅の建設と家賃補助制度を創設すること。
- 7、大企業による、リストラや派遣労働者の雇い止めにもない、寮などから追い出される派遣社員について、住まい確保のため市営住宅の整備や住宅の借り上げなどの手立てをとること。
- 8、住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など、安全で快適な住宅をめざすリフォーム助成制度を抜本的に拡充すること。
- 9、分譲マンションの維持・管理への支援を強化すること。
マンションの維持・管理に対する公的な支援を充実し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援することが求められる。
- ・国や自治体の責任で耐震診断・改修への助成を強めるとともに、共用部分のバリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去などを支援すること。
- ・集会所、ゴミ置き場、遊び場などは、その公共性にふさわしく固定資産税を減免すること。
- ・マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっているが、住民の立場で活動するマンション管理士の育成・活用や、管理組合団体などの自主的な助け合いのとりくみへの支援、行政の相談体制の整備など支援体制を充実すること。
- 10、空き家の増加によって、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に影響を及ぼしている。
2013年11月19日の臨時国会で「空き家対策特別措置法」が成立した。
 - ・福山市も空き家対策条例の制定を急ぐこと。
 - ・空き家取り壊しによる固定資産税の軽減措置を行うなど老朽危険空き家をなくすための施策をすすめること。
 - ・シェアハウスへの活用など空き家活用への支援をすすめること。

《下水道事業》

- 1、下水道使用料金の引き上げはおこなわないこと。
- 2、下水道使用料は市民生活と中小企業には低料金とすること。
- 3、下水道利用料金の減免制度を復活すること。その際、市民税非課税世帯も減免対象とするなど、使用料の減免額を引き上げるとともに、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした制度の拡充をはかること。
- 4、特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備など、住民が選択できるような情報を公開し、住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめること。維持管理費・検査費などの負担を軽減すること。
- 5、公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国へ働きかけること。

《下水道事業》

- 1、水道料金は低料金に抑え、生活保護世帯への減免制度を復活し、低所得世帯への減免制度を創設すること。
- 2、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした減免制度を創設すること。
- 3、水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわないこと。
- 4、大企業への工水の価格を引き上げ、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くすること。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求すること。
- 5、八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させること。
- 6、市内の川に清流を取り戻すよう、水量を増やすこと。
- 7、共同住宅および二世帯住宅などの水道料金割引制度の周知徹底を図ること。
- 8、河口堰の開放に必要な条件整備を進めること。

災害対策

震災に強い国土作り、まちづくりを進めること。

○南海トラフ地震を想定した津波浸水被害対策を抜本的に強化すること。

- 1、電柱などに、予測浸水レベルのテープを巻くなど、海拔表示を抜本的に増やし、日常的に、危険度が認識できる手立てを講じること。
- 2、浸水予測にふさわしい一時避難場所を設置すること。
- 3、海拔ゼロメートルや低い地域が広がる平野部に、多くの市民が生活している。高台やビル等の適切な避難場所がない地域については、新たな方法を模索し、最新の津波避難艇などについても研究し、人命最優先の対策を講じること。
- 4、津波・浸水予測情報を町別に市民に知らせ、住民とともに、安全な避難経路の確保、避難訓練を行うこと。
- 5、震度7の直下型地震に耐えられるよう学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管など、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、耐震補強を急ぐこと。
- 6、個人住宅耐震化補助制度の周知徹底を図り、福山市の助成額を引き上げ活用しやすいものとする。
- 7、電力、水道、ガス、通信等ライフラインの地下共同溝化を検討し、早急に対策を取ること。
- 8、急傾斜地（崩壊危険箇所）解消策を抜本的に強めること。
- 9、国・県への助成を求め、老朽ため池の耐震補修を急ぐこと。

○震災等の即応体制の抜本的強化をはかること。

- 1、大規模災害に即応できる全庁的な危機管理防災体制を強化すること。
- 2、消防力基準の緩和を許さず消火施設、体制の抜本的強化を図ること。特に、常備消防体制を強化すること。

○大雨対策を強化すること。

- 1、市内水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行うこと。
- 2、水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行うこと。
- 3、古くなっている農業用井堰の改修を進めること。
- 4、松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめること。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐこと。
- 5、手城川（二級河川、県管理）の流域治水対策事業の進行を急ぐこと。
- 6、曙町の排水ポンプの新設について検討・設置すること。

○災害被災者への支援助成制度を拡充すること。

- 1、被災者生活再建支援は、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充すること。
- 2、床下浸水、フロア浸水についても、支援の対象にすること。
- 3、単身世帯や高齢者世帯の、床下の掃除など援助すること。
- 4、災害ゴミの収集は、事業系ごみについてもおこなうこと。
- 5、住宅再建支援制度の具体化を進めること。